

令和7年度指定障害福祉サービス事業者等運営指導について

1 基本方針

障害者総合支援法および児童福祉法に基づき、指定障害福祉サービス事業者等に対し、関係法令に定めるサービス等の取扱いおよび自立支援給付等に係る費用の請求等が適切に行われるよう、必要な指導を実施する。

2 実施時期等

(1) 実施時期

令和7年8月～令和8年3月

(2) 対象事業所

- ア 新たにサービス等を開始した事業所
- イ 指定有効期間内に運営指導を受けていない事業所
- ウ 前回の運営指導から3年を経過する事業所
(就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助(グループホーム)、
児童発達支援、放課後等デイサービス)
- エ その他運営指導が必要であると認められる事業所 等

3 実施通知および事前準備

(1) 実施通知

対象事業所の代表者宛てに、実施予定日のおおむね1か月前までに文書により通知する。

(2) 事前準備

- ア チェックリストの作成および提出
 - ・ 通知を受けた事業所は、秋田市ホームページ(ページID:1012506)から「運営指導用チェックリスト」をダウンロードする。
URL:<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/1011278/1012506.html>
 - ・ チェックリストのチェックする項目は、「標準確認項目」(アンダーラインを引いている項目)のみを対象とし、「確認文書」欄を参考にしながら「備考」欄に各事業所の簿冊名等を記入し、「適・否」欄に記入(チェック)する。
 - ・ 運営指導日の1週間前までに次の①～③の書類を監査指導室に電子メール

で提出する。

- ①チェックリスト（各欄を記入済みのもの）
- ②施設平面図
- ③立会者の名簿（氏名・役職が分かるもの）

イ 確認書類の準備

チェックリストの項目順に確認書類（証拠書類）を閲覧できるよう、次の例を参考に整理する。

- (例) ・関係箇所に付箋を貼付する
- ・チェックリストと付箋に同一の番号を記載する
 - ・チェックリスト順に簿冊を並べる 等

4 運営指導当日

(1) 運営指導は、原則として午前9時30分から次のとおり実施する。

- ①開始あいさつ
- ②当日の流れ等に関する説明
- ③事業所内の巡回確認
- ④チェックリストおよび書類の確認 ※常時立会いは不要（事務室等で待機）
- ⑤講評

(2) 終了時刻は、昼休憩を挟む場合があるため、進行状況により前後することがある。

5 結果通知および改善報告

- (1) 指摘事項の有無にかかわらず、運営指導日の約1か月後を目安として、対象事業所の代表者宛てに文書で結果を通知する。
- (2) 文書指摘事項については、改善報告書および関係する証拠書類を監査指導室に提出する。

【指摘基準等】

区 分	基準内容	改善報告
文書指摘	法令、通知、定款等の内部規程に違反をした場合など	必 要 (要改善)
口頭指摘	軽微な法令、通知、定款等の内部規程に違反をした場合や文書指摘を行わなくても改善が見込まれる場合	— (要改善)
助 言	法令違反ではないが、事業者等の運営の向上に資すると考慮される場合	— (改善検討)